

民泊の準備行為としての届出は、平成30年3月15日から開始されました。
管理規約の改正には、管理組合総会において議決権を有する者の4分の3を超える賛成の決議等の手続きが必要となります。

ただし、管理規約の改正前に、適法に民泊が開始された場合、その後に管理規約を民泊禁止に改正するには、「建物の区分所有者等に関する法律」の規定により、議決権を有する者の4分の3を超える同意があったとしても、民泊を行っている方の承諾が必要となる可能性もあります。

みなさまのマンションでもご対応
をお願いします。



文京区では、以下の事業を実施しています。
民泊に関すること、その他のことでも是非ご利用ください。

★ ★ 分譲マンション管理個別相談 ★★★

対 象 区内にある分譲マンションの区分所有者及び居住者
費 用 無料
申込期限 相談希望日の10日前まで

★★★ マンション管理士派遣 ★★★

対 象 区内にある分譲マンションの管理組合
費 用 無料
申込期限 派遣希望日の2週間前まで

文京区 都市計画部 住環境課 管理担当

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター18階北側

電話番号 03-5803-1374 ファックス 03-5803-1376